

資料②

～大阪府のガイドラインに基づく修学旅行中の新型コロナウイルス感染症対策、対応について～

本校実施の修学旅行は大阪府の示す修学旅行ガイドラインに従って判断を行います

1 参加条件および、児童生徒に陽性が確認された時等の対応のめやす（大阪府のガイドラインより）

(1) 参加及び引率については、出発時において以下の者とする。

- ・「陽性者」「濃厚接触者」「PCR 検査及び抗原検査（以後、「PCR 検査等」とする）受検待ち及び結果待ち」でない者。
- ・「発熱（37.5℃以上をさす）または風邪症状（倦怠感、味覚・嗅覚障害等）」がない者。

(2) 児童生徒に陽性が確認された時等の対応のめやす

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の修学旅行への参加の可否等	修学旅行の実施・継続
前日	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出発時 (伊丹)	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断
出発後	発熱・風邪症状	別室待機、 病院受診	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR 検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	離団（入院）	活動停止（再開については、保健所による疫学調査等の結果を踏まえ判断）
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

(補足) 出発後に医師の判断で PCR 検査を受けた場合、陰性であればその後活動に戻ります。

濃厚接触者となり PCR 検査を受けた場合は陰性であってもその後 14 日間隔離となります。

(感染初期はウイルス量が少なく陰性と判断される場合があるため健康観察期間としての隔離)

2 健康上心配される状況と保護者の方をお願いしたいこと

- 当日元気に参加できるように、健康状態は事前に整えておいてください。
- ご心配な状況があれば、事前に時間的な余裕をもってご相談ください。

(1) 集合時の修学旅行不参加の判断基準及び対応

- 発熱（37.5℃以上）がある場合
（補足：飛行機搭乗時には航空会社による検温が実施され**発熱が確認されれば搭乗できません**）
- 発熱がなくても風邪症状（倦怠感、味覚・嗅覚以上など）がある場合



- 大阪府のガイドラインに照らして参加不可と判断された場合、発熱のために飛行機に搭乗できなかった場合には保護者の方に連絡します。飛行機の出発までは電話等の連絡がつくように待機をお願いします。
- 上記の場合は伊丹空港までお迎えをお願いします。

(2) 北海道到着後の体調不良発覚の際の対応

① 37.5℃以上の発熱があった場合

活動から離れ、現地の医師、または帰国者・接触者相談センターに相談する必要があります。その後は医師、相談センターの指示に従い対応します。指示により帰阪あるいはPCR検査受検となる場合があります。

② 微熱や風邪症状がある場合

活動から離れ、別室で様子を見ます。



- 回復した場合
修学旅行の活動に参加できます。ただし、復帰のタイミングによっては参加できないメニューもあります。
(すでに体験等に出発している場合など)

- 回復しない場合
帰国者・接触者相談センターに相談することになります。
相談センターや医師の指示により帰阪あるいはPCR検査受検となる場合があります

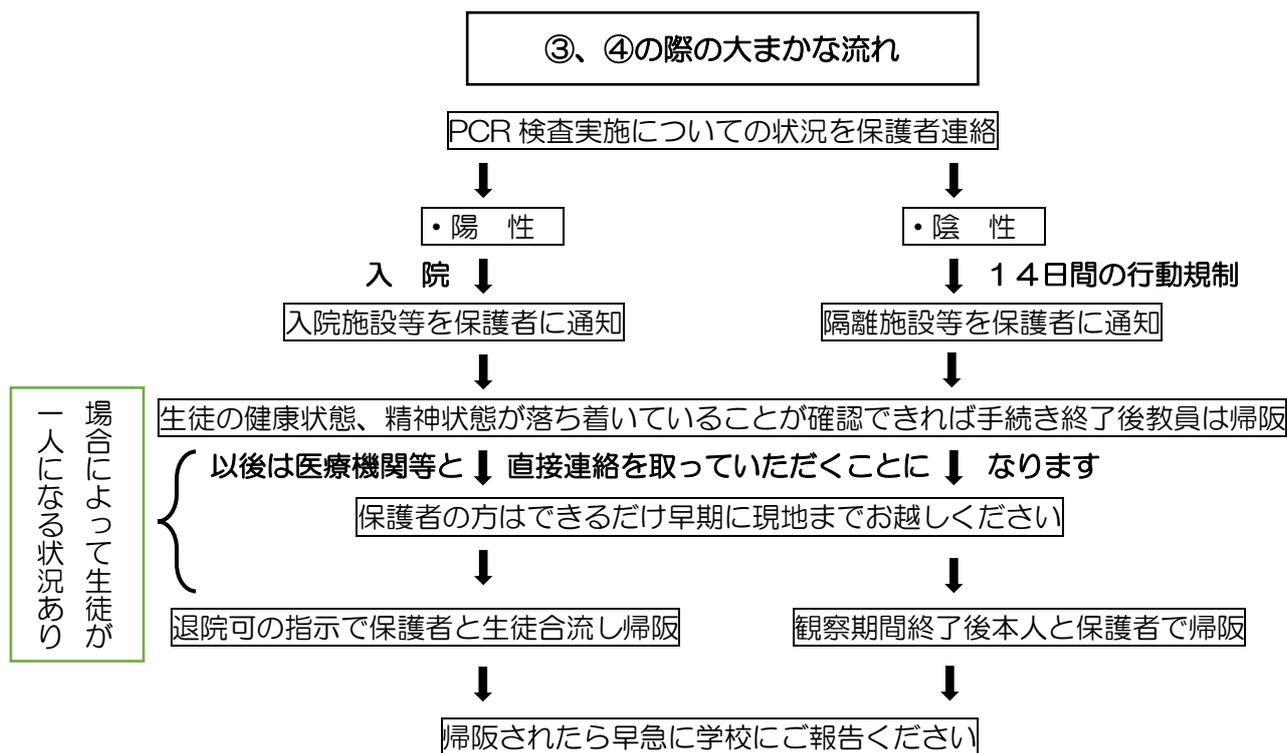
医療機関の指示で帰阪が必要となった場合は原則現地までの保護者の方のお迎えをお願いします。
(帰阪の場合の費用負担については、場合によって異なりますので次の3の項目を参照ください。)

これまでの修学旅行と異なる点は、単なる風邪のような症状であっても、相談センターや医師の判断により帰阪することやPCR検査を受検する可能性があるということです。

保護者の方から見れば十分継続参加できるのではないと思われる状態であっても、相談センターや医師の指示によっては帰阪させざるを得ない場合も考えられます。

コロナ禍での決められた対応ですのでご理解をお願いいたします。

- ③ 発熱等による PCR 検査で陽性となった(新型コロナウイルス感染症に感染が確認された)場合
 → 現地の自治体の指示により医療機関に入院 (入院中、直接の面会等はできません)
 入院施設、入院期間等についても現地自治体の指示に従います。
 (入院費。治療費等は公費負担)
- ④ 濃厚接触者と特定され PCR 検査を受検した場合 (症状の有無にかかわらず)
 → 「陰性」となった場合 陽性者との最終接触日以降 14日間 隔離し行動制限
 (14日間の滞在費等は自己負担)
 → 「陽性」となった場合 ③ に準ずる



一人になる状況あり
場合によって生徒が

濃厚接触者に特定された場合 14 日間の滞在を考えると、宿泊費や食費などにかかる費用、追加の着替え等の荷物の郵送手続き等様々な対応が必要になると思われます。また、お子様がお一人になる場合も想定されます。事前にその際の対応についてお子様と相談しておいてください。

3 保険について (体調不良等による各場合の保護者の方の費用負担について)

◎ 新型コロナウイルス感染症以外の疾病、けがの場合

(1) 体調不良等で病院を受診した場合

受診料、発症現場から医療機関までの交通費は自己負担となります。

(2) ケガで病院を受診した場合

受診料はご加入いただく旅行保険 (以下 “保険”) で賄われますが、ケガ発生場所から医療機関までの交通費は自己負担となります。

(3) 疾病やケガで医療機関の指示で離団し、帰阪する場合の本人及び保護者の方の渡航費、滞在費
保険で支払われます。

(4) 疾病やケガでの入院の指示で現地滞在が延長された場合の入院費、保護者の方の渡航費、滞在費
保険で支払われます。

◎ 新型コロナウイルス感染症に関する各場合

(5) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

新型コロナウイルス感染症への感染が確認され入院した場合は治療費、入院費は公費で負担
されます。

お迎えの保護者の方の渡航費、滞在費は保険で支払われます。

(6) 濃厚接触者と指定され14日間の滞在を指示された場合

→ その後新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

入院費等は公費で負担されます。

保護者の方の渡航費、滞在費は保険で支払われます。

→ その後新型コロナウイルス感染症への感染が確認されなかった場合

滞在費等は自己負担となります。

保護者の方の渡航費、滞在費は自己負担となります。

いずれの場合も公費、保険で支払われるのは、治療費、渡航費、滞在費（宿泊費）のみ
です。食費、雑費などは自己負担になります。

4 キャンセル料について

(1) 個人事情によりキャンセルする場合

参加取り消し日時	キャンセル料率
2021年1月 6日(水) 16:00まで	企画料(約2,000円)
2021年1月 7日(木)～1月19日(火) 16:00まで	代金の 20%
2021年1月20日(水)～1月25日(月) 16:00まで	代金の 30%
2021年1月26日(火) 16:00まで	代金の 40%
2021年1月27日(水) 旅行当日集合時間まで	代金の 50%
無連絡、旅行開始後の申し出	代金の100%

※ 旅行者へのキャンセル連絡は学校から行いますので、余裕をもってお知らせください。

(2) 新型コロナ感染症に関する以下の場合

② 生徒個人が以下の状況になった場合

PCR 検査等受検待ち及び結果待ち

濃厚接触者と特定

陽性者と特定

大阪府の支援を利用し個人負担なし

② 大阪府、北海道の状況（緊急事態宣言等の発令状況）及び本校に感染者発生等の状況により修学旅行が中止になった場合

大阪府の支援を利用し個人負担なし

5 修学旅行実施の判断

現時点では新型コロナウイルス感染予防に最大限の注意をはらい、実施をする予定ですが、今後緊急事態宣言等の発令状況によっては大阪府等の規定に則り判断いたします。

6 Go To トラベル事業の活用について

先般より実施されています「Go To トラベル事業」を本校修学旅行についても活用すべく申請しております。